

Japan Tax Newsletter

デロイト トーマツ 税理士法人

2023 年 8 月 1 日

OECD による第 2 の柱（グローバル・ミニマム課税）に関する追加のガイダンスの公表について（2023 年 7 月 17 日）

Executive Summary

- 2023 年 7 月 17 日、OECD は、第 2 の柱（グローバル・ミニマム課税）に関して、運営ガイダンスの第 2 弾及び GloBE 情報申告に係る文書を公表した
- 運営ガイダンスには、QDMTT を導入する国・地域に対するセーフハーバーと、2025 年 12 月 31 日以前に開始する対象会計年度において最終親会社の所在地国（法人税の法定税率が 20% 以上である国に限る）に対する UTPR の適用を免除する経過的なセーフハーバーが含まれている
- GloBE 情報申告には、一定の条件を満たす国について、GloBE 所得・調整後対象租税額の計算に関して、国単位での記載を認める経過的な簡素化措置が含まれている
- また、STTR のモデル条約規定及びコメンタリーも同時に公表された

1. 概要

2023 年 7 月 17 日、OECD/G20 包摂的枠組み（OECD/G20 Inclusive Framework：以下「OECD 包摂的枠組み」）は、多国籍企業（Multinational Enterprises：以下「MNE」）に対する 15% のグローバル・ミニマム課税（以下「GloBE ルール」）と租税条約の特典否認ルール（Subject to Tax Rule：以下「STTR」）に関連する文書一式を公表した。これらは、経済のデジタル化に伴う課税上の課題への解決策のうち第 2 の柱を構成するルールである。

公表された文書は、次のとおりである。（OECD ウェブサイト）

- [Tax Challenges Arising from the Digitalization of the Economy—Administrative Guidance on the Global Anti-Base Erosion Model Rules \(Pillar Two\)](#), July 2023（以下「7 月 AG」）
- [Tax Challenges Arising from the Digitalization of the Economy—GloBE Information Return \(Pillar Two\)](#)（以下「GloBE 情報申告」）
- [Tax Challenges Arising from the Digitalization of the Economy—Subject to Tax Rule \(Pillar Two\)](#)

GloBE ルールは、いわゆるコモンアプローチとして導入することが合意されている。コモンアプローチでは、各国・地域は GloBE ルールを採用することを義務付けられていないが、採用する場合には、2021 年 12 月に公表されたモデルルール及びその後合意・公表されたガイダンスで示された内容と整合的な方法で導入することとされている。

7月AGの公表は、2021年12月のモデルルールと2022年3月のコメントリーの公表、2022年12月のセーフハーバーとペナルティ・リリーフに関するルールの公表、2023年2月の運営ガイダンス（以下「2月AG」）の公表に続くものである。2月AGと7月AGは、今後公表される予定のコメントリーの改訂版に組み込まれることが予定されている。

GloBEルールは、2つの国内ルールから構成される。所得合算ルール（Income Inclusion Rule：以下「IIR」）は、MNEグループのメンバーである構成会社等の軽課税所得について、その親会社にトップアップ税額を課すものである。軽課税所得ルール（Undertaxed Profits Rule：以下「UTPR」）は、構成会社等の軽課税所得がIIRの下で課税されない場合に、損金不算入又は同等の調整により課税するものである。また、各国・地域は、適格国内ミニマム課税（Qualified Domestic Minimum Top-up Tax：以下「QDMTT」）を導入することもできる。QDMTTは、モデルルール上、IIR又はUTPRによる租税債務から控除されることとされており、2月AGと7月AGでさらに明確化されている。

また、第2の柱には、最低税率未満で課税される関連者間の特定の支払について、源泉地国に制限的課税を認める租税条約に基づくルールであるSTTRも含まれる。

本ニュースレターでは、公表された各文書の概要を解説する。

2. 7月AG

(1) 構成

7月AGの構成は次のとおりである。

- GloBEルールにおける外貨換算ルール
- 税額控除に関するガイダンス
- 実質ベースの所得除外額
- QDMTT
- セーフハーバー

(2) GloBEルールにおける外貨換算ルール

7月AGでは、GloBEルールにおける通貨に係る論点について、2月AGで示された以上の方向性が示されている。7月AGでは、特に以下の論点が取り上げられている。

1) GloBE計算上の通貨

GloBE計算は、MNEグループの連結財務諸表の表示通貨で行わなければならない。

2) 表示通貨に換算されていない金額の換算方法

MNEグループの連結財務諸表の表示通貨で計上されていない金額については、その国・地域の構成会社等の当期純損益金額を計算するために使用される適格財務会計基準において適用される外貨換算ルールに従って換算する必要がある。

3) トップアップ税額を納税通貨に換算する方法

トップアップ税額の決定後、そのトップアップ税額を課税する国・地域の現地通貨に換算する方法については、使用される為替レートが合理的なものである限り、各国・地域は独自の外貨換算ルールを採用することが認められている。

4) GloBE計算に使用される通貨以外の通貨で設定された閾値の換算方法

GloBEルールに基づく閾値を充足するか否かを判断するために、MNEグループは、前年度12月の平均為替レートに基づき、関連する金額を表示通貨から国内法上の閾値の設定通貨に換算しなければならない。

(3) 税額控除に関するガイダンス

7月AGには、GloBEルールにおける特定の税額控除の取扱いに関する追加ガイダンスが含まれている。納税者が第2の柱を適用するために国別実効税率を計算する場合、税額控除は、その特徴に応じて、一般に、対象租税（分子）の減額又はGloBE所得（分母）の増額として扱われる。既存のGloBEルールに係るガイダンスでは、適格給付付き税額控除額（Qualified Refundable Tax Credits：以下「QRTC」）と非適格給付付き税額控除額（Non-QRTC）の取扱いが定められている。しかし、GloBEルールも既存の運営ガイダンスも、譲渡可能な税額控除の取扱いには触れておらず、その他の税額控除の取扱いについても明確ではなかった。とくに、米国でインフレ抑制法（Inflation Reduction Act：以下「IRA」）が制定されて以来、これらの税額控除が国別実効税率の計算に大きな影響を与える可能性があるため、7月AGでは、その取扱いを規定している。

1) 市場性のある譲渡可能税額控除（Marketable Transferable Tax Credits：以下「MTTC」）

MTTC は、QRTC と同様に、税額控除のオリジネーターの GloBE 所又は損失の計算において、所得として取り扱われる。MTTC は、次の 2 つの基準を満たす税額控除であって、その適用国・地域においてその保有者が対象租税に係る租税債務を軽減するために使用することができるものと定義されている。

■ 法律上の譲渡可能性基準

一般的に、ある税額控除制度が、その適用要件を満たした年度又はその年度の終了後 15 カ月以内に、その税額控除を非関連者に譲渡することができるように設計されている場合、その税額控除のオリジネーターは、法律上の譲渡可能性基準を満たすことができる。

■ 市場性基準

税額控除のオリジネーターが、一定のルールに基づき決定されたその税額控除の正味現在価値（NPV）の 80%以上の価格で、発生年度の終了後 15 カ月以内に非関連者に譲渡できる場合、市場性基準を満たすことができる。

通常、MTTC のオリジネーターは、その税額控除の額面金額を発生年度の GloBE 所得として取り扱うこととされる。ただし、その MTTC が資産の取得又は建設に関連しており、かつ、オリジネーターが税額控除についてその資産の帳簿価額を減額する会計方針、又は税額控除による収入を資産の生産可能期間にわたって繰延収益として認識する会計方針を採用している場合、オリジネーターは、GloBE 計算においても同様の処理を行うこととされる。MTTC の全部又は一部が使用されずに期限切れとなった場合、オリジネーターは、その税額控除の額面金額のうち失効部分に対応する金額を損失（又は資産の帳簿価額の増加）として処理する。オリジネーターが、発生年度末から 15 カ月以内に MTTC を譲渡した場合には、税額控除の額面金額に代えて、その譲渡価格を発生年度の GloBE 所得として取り扱うこととされる。

2) 市場性のない譲渡可能税額控除（以下「Non-MTTC」）及びその他の税額控除（以下「OTC」）

Non-MTTC 及び OTC（すなわち、還付不能かつ譲渡不能な税額控除）は、財務会計上の取扱いにかかわらず、GloBE ルールの下では、対象租税の減額として扱われる。

米国の IRA に基づく税額控除で、内国歳入法第 6418 条に基づき購入者に譲渡されたものは、購入者がさらに譲渡することができないため、購入者にとっては MTTC ではなく、GloBE ルールでは Non-MTTC に該当することとなる。この場合、購入者は、当該対象会計年度中に終了する課税期間における税額控除の使用割合に応じて、その税額控除の額面金額と購入価格との差額を、当該対象会計年度の対象租税から減額しなければならない。

(4) 実質ベースの所得除外額

構成会社等の所在地国外に所在する従業員及び有形資産に関して、更なるガイダンスが提供された。閾値テストが適用され、その構成会社等の従業員・有形資産がその構成会社等の所在地に所在する時間が 50%を超える場合、その従業員の給与・有形資産の全額を適用除外額の対象とみなすことができる。構成会社等の所在地での滞在時間が 50%以下の場合、その給与及び有形資産のうちその所在地での滞在時間に比例した金額のみを適用除外額とすることとされる。その他にも、コンプライアンスに多大な労力を要する場合に適用除外額の全額を計算する必要がないことの確認や、レンタカーやホテルなどの短期オペレーティング・リースのために保有する資産の取扱いの明確化など、いくつかの点で追加のガイダンスが示されている。

(5) QDMTT

第 2 の柱ルールを導入する国・地域は、QDMTT を導入することもできるが、導入が義務付けられているわけではない。QDMTT は、IIR 又は UTPR に基づくトップアップ税額から控除される。2 月 AG では、ミニマム課税制度が適格性の要件を満たすかどうかを評価するために用いられる QDMTT の設計と運用に関するガイドラインが提示されている。具体的には、QDMTT を評価するために次の 2 つの原則が示されている。

(a) GloBE ルールと同等の制度設計（design）であること

(b) GloBE ルールと同等の結果（outcome）をもたらすこと

これらの原則に抵触しない範囲で、各国・地域は、自国のミニマム課税制度にある程度の柔軟性を持たせることが可能とされている。

しかし、2 月 AG では、QDMTT のいくつかの論点がカバーされておらず、OECD 包摂的枠組みによって後にさらなるガイダンスが作成されることが想定されていた。7 月 AG は、2 月 AG で特定されたいくつかの具体的な問題や、統一的な解釈が必要となる論点に関して、追加的なガイダンスを提供するものである。

7 月 AG で検討された項目は、次のとおりである。

- QDMTT 導入国に所在する事業体が最終親会社等（Ultimate Parent Entity：以下「UPE」）又は被部分保有親会社等によって完全に所有されていない場合、並びに共同支配会社等（Joint Venture 以下「JV」）、JV 子会社及び被少数保有構成会社等が QDMTT の対象国に所在する場合の取扱い
- 地方自治体レベルで課税される場合、又は国内法上で国別プレディングが認められない場合における QDMTT の適用
- 構成会社等間での QDMTT 納税義務の配分
- 無国籍構成会社等の取扱い
- 導管会社等である最終親会社等の取扱い
- IIR の適用が求められる導管会社等の取扱い
- 投資会社等の実効税率計算
- ハイブリッド事業体及び利益の配当を行った構成会社等に配分される対象租税の取扱い
- QDMTT の施行時における経過措置の適用
- QDMTT 計算上の通貨
- 複数親 MNE グループの場合の QDMTT の適用
- QDMTT の申告義務

(6) セーフハーバー

1) QDMTT セーフハーバー

7 月 AG では、恒久的な QDMTT セーフハーバーが追加され、企業は 1 つの国に対して 1 回の QDMTT 計算を行うことを選択できるようになった。このセーフハーバーが適用された場合、IIR や UTPR による追加的なトップアップ税額は発生しないこととなる。QDMTT セーフハーバーが適用されるためには、その国・地域の国内ミニマム課税制度が「適格」であることに加えて、一定のセーフハーバー要件を満たすことが必要とされる。

QDMTT が QDMTT セーフハーバーの適用を受けるためには、次の 3 つの要件を満たさなければならない。

■ QDMTT 会計要件（QDMTT Accounting Standard）

QDMTT 会計要件では、UPE の財務会計基準（GloBE ルール 3.1.2 条及び 3.1.3 条に規定される会計基準と同等のもの）又は一定の条件を満たした「現地財務会計基準」に基づいて QDMTT を計算することが求められる。QDMTT の計算上、財務会計基準が任意に選択適用されることは想定されておらず、一定の条件を満たした場合には、特定の財務会計基準が強制適用されることが想定されている（これは、MNE グループが、QDMTT の計算のために適用する財務会計基準を意図的に選択することを防止するものである）。

■ 一貫性要件（Consistency Standard）

一貫性要件では、コメントリーで要求又は許容されている場合を除き、QDMTT の計算が GloBE ルールと整合している場合にのみセーフハーバー要件を満たすとされる。クロスボーダーでの対象租税の配分調整や、特定の状況下で QDMTT を現地通貨で計算することなど、コメントリーで明示的に要求される GloBE ルールからの逸脱（以下「強制的差異」）については、これらの強制的差異が QDMTT において規定されていない場合、当該 QDMTT はセーフハーバー要件を満たさないことになる。一方、コメントリーで選択的に許容される GloBE ルールからの逸脱（以下「任意的差異」）については、OECD 包摂的枠組みが別段の合意をしない限り、これらの任意的差異が QDMTT においてモデルルール・コメントリーと整合的に規定されていない場合には、当該 QDMTT はセーフハーバー要件を満たさないことになる。

一定の場合には、同一国・地域内の特定の構成会社等や企業ストラクチャーに対して QDMTT の適用が制限されるケースが想定される。そのため、7 月 AG では、そのような制限が設けられた場合でも一貫性要件を満たすことを妨げないシナリオが例示されている（例えば、自国で設立された導管会社等に対して QDMTT を課さないケース等）。ただし、MNE グループがこのようなシナリオに該当する事業体を有する場合、当該 MNE グループは「スイッチオフルール」の適用を受ける可能性がある。スイッチオフルールが適用された場合、(a) QDMTT 導入国・地域に所在又は設立された構成会社等の全部又は一部について QDMTT セーフハーバーが適用されず、(b)（トップアップ税額が免除される代わりに）トップアップ税額から QDMTT を控除する方式（GloBE ルール 5.2.3 条）が適用されることとなる。

■ 運用要件（Administration Standard）

運用要件では、GloBE ルールと同等の継続モニタリングプロセスの適用が求められる。

QDMTT がセーフハーバー要件を満たすかどうかは、その QDMTT が特定の MNE グループに対してどのように適用されたかに関係なく、その QDMTT の制度設計とその運用状況を踏まえて、ピアレビュープロセス（Peer Review Process）によって決定される。

2) UTPR セーフハーバー

暫定的な UTPR セーフハーバーの下では、UPE の所在地国において生じた軽課税所得については、その国の法定法人税率が 20% 以上であれば、UTPR によるトップアップ税額は課されない。これは一時的なセーフハーバーであり、2025 年 12 月 31 日以前に開始する対象会計年度まで、UPE 所在地国の軽課税所得に対する UTPR の適用を延期するものである。

米国を親会社とする MNE グループにとっては歓迎すべき救済措置と考えられるが、7 月 AG では、「ある国・地域で CbCR セーフハーバーと UTPR セーフハーバーの両方の適用要件を満たす場合、“once out, always out”アプローチにより翌期以降において CbCR セーフハーバーの適用資格を失うことを避けるために、UTPR セーフハーバーではなく、CbCR セーフハーバーの適用を選択することができる」と規定されていることに留意する必要がある。これを踏まえると、米国 MNE グループが、2026 年に CbCR セーフハーバーに依拠するためには、2025 年においても（UTPR セーフハーバーの適用を選択するのではなく）CbCR セーフハーバーの適用要件を満たす必要がある。

3. GloBE 情報申告

2022 年 12 月に開始されたパブリックコンサルテーションを踏まえて、OECD 包摂的枠組みによって標準化された情報申告書が作成された。情報申告書には、税務当局が各国・地域における企業のトップアップ税額に係る納税義務の計算の正しさを評価するために必要な包括的なデータ・ポイントが含まれる。具体的には、各国・地域におけるルールの適用に関する概要が記載されたサマリー表（国・地域別の実効税率やトップアップ税額のレンジなど）を含む事業全般、組織構造、各国・地域におけるセーフハーバーや適用免除基準の適用、GloBE 所得、調整後対象租税額、実効税率の詳細な計算及びトップアップ税額の配分などに関するセクションが含まれている。

情報申告の枠組みには、最初の 5 年間（すなわち、2028 年 12 月 31 日以前に開始する各対象会計年度）に適用される「経過的簡易国別報告枠組み」が含まれている。一定の条件を満たせば、企業は、ある国・地域について、必要なデータの大部分を、構成会社等ごとに報告するのではなく、純額及び集約ベースで国・地域ごとに報告することを選択することができる。この経過的な簡素化措置は、トップアップ税額が発生しない国・地域や、トップアップ税額が発生するが会社別に配分する必要がない国・地域（例えば、その国・地域について発生した全てのトップアップ税額が UPE 所在地国の IIR の下で支払われる場合など）について利用できる。国別データを報告することを選択した企業は、移行期間中に、構成会社等ごとの報告を容易にする会計システムを構築することが期待される。なお、この簡素化措置は、税務当局が情報を請求する権利を制限するものではないため、税務当局は、通常のリスク評価やコンプライアンス手続に従って、構成会社等ごとのデータを含む追加情報を要求することができる。また、各国・地域は、特定の状況では、自国の QDMTT においてこの簡易国別報告枠組みを適用しない選択権を有する。OECD 包摂的枠組みは今後、この簡易国別報告枠組みを恒久的に適用できるかどうかを検討することとしている。

情報申告書の提出期限は、対象会計年度終了後 15 カ月以内であり、適用初年度については 18 カ月に延長される。情報申告書は通常、UPE 所在地国の税務当局に一元的に提出される。情報申告書の一部のセクションは、構成会社等が所在する国・地域の各税務当局に共有されることになる。

QDMTT を含むトップアップ課税権を有する各国・地域には、情報申告書のうち、関連するトップアップ税額の計算に関する部分が提供される。その他の国・地域には、情報申告書のうち、グループ構成等の基本的な情報のみが提供されることになる。一元的な申告の枠組みが適用されない場合（例えば、2 つの税務当局間で適格当局間合意がない場合など）においても、各国・地域に対する申告は、その税務当局に対して一元的な申告の枠組みの下で提供されるはずであった情報と同じものに限定される。

OECD 包摂的枠組みは、グローバル・ミニマム課税ルールに関して更なる協調と一貫性のある運用を促進するため、例えば、追加情報の要求のための協調的枠組みや協調的なリスク評価手続など、他の運営上の枠組みを開発する可能性を模索している。

4. STTR

STTR が二国間租税条約に規定された場合、受取国において 9% 未満の名目税率で課税される所得について、支払国においてグロスの支払額に対して課税されることになる（名目税率とは、受け取る所得の種類に応じて適用される法定税率であり、全部又は部分的な免除や所得からの除外などの「優遇的調整」によって修正される。9% の STTR 最低税率と名目税率との差額から、源泉地国における既存の課税権（源泉税など）を差し引いた額が、追加的な課税額とされる。

9% 未満の名目法人税率を適用している OECD 包摂的枠組みの加盟国は、途上国から STTR を導入するよう要請された場合にその二国間租税条約に STTR を導入することを政治的にコミットしている（途上国は、2019 年の一人当たり国民総所得が 12,535 ドル以下の国と定義される）。

STTR は、以下の種類の支払に適用される。

- 利子
- 使用料
- 販売権の対価
- 保険料又は再保険料
- 融資手数料

- 設備使用料
- サービスの対価

このうち利子と使用料以外の支払については、対象所得の総額が、その受領者の負担した費用に8.5%のマークアップを加えた金額を超えない場合には、STTRは適用されない。STTRは、所得が個人によって支払われる場合、又は個人もしくは年金基金や非営利団体などの特定の団体等によって受領される場合には適用されない。

STTRは、関連者間の支払に適用される（一方の者が他方の者の受益持分等の50%超を直接もしくは間接に所有する場合又は同一の者がそれぞれの者の受益持分等の50%超を直接もしくは間接に所有する場合には、関連者とみなされる）。また、STTRの適用回避を目的とした仲介者の利用を防止するための租税回避防止ルールが規定される。

STTRに基づく課税は、各対象会計年度終了後に毎年行われ（事後的年間課税）、一方の当事国の居住者から他方の当事国の居住者に対して行われたグループ内の支払の総額が重要性基準値（GDPが400億ユーロ未満の国の場合は年間25万ユーロ、それ以外の国の場合は100万ユーロ）以上である場合に適用される。

5. デロイトトーマツの見解

今回公表された追加的なガイダンスは、OECD包摂的枠組みのワークリストに含まれるおよそ80~90の未解決の技術的ポイントのうち、一部に対応するものである。そのうちの一つは、連結財務諸表の表示通貨を使用することに焦点を当てた情報申告で、通貨換算をどのように扱うかについての有用なガイダンスを提供している。また、国境を跨いで活動する従業員や資産に係る実質ベースの所得除外額に関するガイダンスも含まれているが、航空会社や海運業など、適用が難しい企業もあるだろう。

また、今回公表された文書には、途上国の租税条約に組み込まれるSTTRが含まれている。これはグロスベースのトップアップ税であり、最低税率は9%と低いが、利子、ロイヤルティ、保険料、融資手数料及びサービス料など幅広いグループ内支払いに適用されるものである。STTRには、受益持分などの通常の租税条約の概念に基づかない複雑な租税回避防止規定が含まれている。STTRに関するパブリックコンサルテーションは実施されておらず、実際にどのように機能するかについては多くの疑問が残されている。

第2の柱は、各国・地域の税制や優遇措置、そしてそれらの相互作用に関する検討を必要とする複雑なルールであることに変わりはない。OECD包摂的枠組みは、技術上、コンプライアンス上及び運用上の未解決の課題に引き続き取り組んでいくことを予定している。

（東京事務所 山形 創一郎、秋田 二郎）

< Webinarのご案内（ライブ配信） >

国際課税制度の大転換への対応 2023年7月の最新情報：「BEPS2.0」アップデート及び今後に向けて

OECDより2023年7月に大きな動きのあった「BEPS2.0 第1の柱／第2の柱」に関する最新アップデートの概要を解説いたします。

「BEPS2.0 第1の柱」に関しては、OECDより2023年7月12日に公表された成果報告書（Outcome statement）の内容、特に今後多くの多国籍企業の移転価格実務に影響が生じる「Amount B」に関する市中協議文書（パブリックコンサルテーションドキュメント）の概要を解説いたします。

「BEPS2.0 第2の柱」に関しては、2023年7月に公表されたOECDからの追加ガイダンスを中心に直近の制度動向、概要を解説するとともに、今後ますます複雑化していく情報収集に対応するためのシステムイメージのデモも実施いたします。

配信日：2023年8月22日（火）14:00～15:00

申込期間：2023年8月18日（水）17:00まで

[お申込みはこちら](#)



デジタル課税トピックス

今後の動向が注目されるデジタル課税について、OECD・G20を含む最新情報を掲載しています。

www.deloitte.com/jp/tax-digital-topics



過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/japan

問い合わせ

デロイト トーマツ 税理士法人

東京事務所

所在地 〒100-8362 東京都千代田区丸の内 3-2-3

丸の内二重橋ビルディング

Tel 03-6213-3800 (代)

大阪事務所

所在地 〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋 4-1-1

淀屋橋三井ビルディング 5 階

Tel 06-4560-8000 (代)

名古屋事務所

所在地 〒450-8503 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1

JP タワー名古屋 37 階

Tel 052-565-5533 (代)

email tax.cs@tohmatu.co.jp

会社概要 www.deloitte.com/jp/tax

税務サービス www.deloitte.com/jp/tax-services

令和 5 年度 税制改正トピックス www.deloitte.com/jp/tax/tax-reform

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人 および デロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市に約 1 万 7 千名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係法人 (総称して "デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバー フォーム および 関係法人 はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに 関係法人 は、自らの作為 および 不作為 についてのみ責任を負い、互いに他のフォーム または 関係法人 の作為 および 不作為 について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証 有限責任 会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー および それらの関係法人 は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にて サービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。"Making an impact that matters" をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約 415,000 名の人材の活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的 アドバイス または サービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2023. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301